

大分県報

令和八年
第六九二号
三月二十七日

（金曜日）

目次

告示

大分都市計画公園の変更……………一

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

大分海区漁業調整委員会告示

投錨して行う船釣りの禁止……………二
あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………二
大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………三
投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………四
伊予灘及び豊後水道北部におけるまごがれいの採捕の禁止……………五
豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止……………五
公 告……………五
開発行為の完了……………六
雑 報……………六
公営住宅等の管理代行（三件）……………六

○告示

示

大分県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条

令和八年三月二十七日

第一項の規定により、次のとおり大分都市計画公園を変更した。
令和八年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類

大分都市計画公園

二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画公園中六・五・五号鶴崎総合運動公園を次のとおり変更する。

種別	名称	位置	面積	概要
運動公園	六・五・五号 鶴崎総合運動公園	大分市大字森	約十六・四 ヘクタール	廃止

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十八条の規定による令和八年三月二十三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の

大分県報（告示・選挙委告示）

一の数 一八、三七二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一四、八二〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、一〇二人
別府市	三〇、六九五八
中津市	二二、〇三八八
日田市	一六、七七二八
佐伯市	一八、三一五八
臼杵市	九、九〇〇八
津久見市	四、三七六八
竹田市	五、三九五八
豊後高田市	五、八五三八
杵築市	七、四四二八
宇佐市	一四、三七四八
豊後大野市	九、一一〇八
由布市	九、二一一八
国東市・姫島村	七、六七八八
日出町	七、七一〇八
九重町・玖珠町	六、二二〇八

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨^{びょう}して行う船釣りを禁止する。

令和八年三月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和八年六月一日から令和九年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」という。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和八年三月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

（禁止区域等）

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、リ及びチの各点を順次に結んだ直線と最大高

潮時海岸線によって囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関崎灯台

点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経線と大分市の北側海岸線との交点

点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点

点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点

（承認申請者）

二 前項ただし書の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、次の者が行うものとする。

1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者

2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者

3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者（承認対象船舶）

三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。

1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶

2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し誓約した者の使用する船舶

（漁場利用協定）

四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。

1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。

2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。

（承認証の交付）

五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。

（承認証の備付義務）

六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

（指摘事項の遵守）

七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があつたときは、承認を取り消すことができる。

（取扱要領）

九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

十 この指示の有効期間は、令和八年六月一日から令和九年五月三十一日までとする。

大分海区漁業調整委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。

令和八年三月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

一 禁止区域

地区	いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	いそ釣りの全てのまきえの使用禁止区域
----	------------------------------	---------------------------------------------------------	--------------------

佐賀関半島地区	一 大分市大字佐賀関高島全域 二 大分市大字佐賀関牛島全域	関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現岩を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面	一 津久見市大字四浦間元鼻 二 津久見市地無垢島西端
津久見市四浦地区	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	次のイからハまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ） ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点 ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	一 佐伯市鶴見梶寄大濠から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。） 二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から同市鶴見丹賀浦女郎崎先端に至る間（沖いそも含む。） 一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から真方位零度の線の線と、同市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における同市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。 1 大島壇ノ鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面
保戸島地区	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関葛島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。）	注 大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第三十四条の表の第五号及び第四十条に掲げる区域を除く。 二 禁止期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
津久見市無垢島と同市保戸島との間の海域（スカ漁場）	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。	イ 津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台	大分海区漁業調整委員会告示第七号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り（いか釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用し、て行う船釣りを禁止する。 令和八年三月二十七日 大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史 一 禁止区域 共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市

沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮埼を見通した線以南の区域を除く。

- 点イ 津久見市沖無垢島東端
- 点ロ 津久見市沖無垢島南端
- 点ハ 津久見市地無垢島北端
- 点ニ 津久見市地無垢島南端

二 禁止期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまごがれの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月二十七日
大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部（点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点へとを結んだ直線（点ホから真方位七十七度）以北の海域）の大分県海域

- 点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点
- 点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点
- 点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点
- 点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端
- 点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点
- 点へ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさぎの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月二十七日
大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域）のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度）以北の大分県海域

二 禁止期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○ 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和八年三月二十七日
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

- 宇佐市大字岩崎字高町二百六十五番四ほか七筆及び二百六十六番一ほか六筆の各一部並びに二百六十六番一ほか三筆の各地先里道
- 二 開発区域の面積
四千三百六十五・四六平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
宇佐市大字上田千三十番地の一
宇佐市長 後 藤 竜 也

四 完了検査年月日
令和八年二月二十六日

○雑報

大分県住宅供給公社理事長渡辺文雄から、別府市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和八年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

大分県住宅供給公社理事長 渡辺 文雄

一 別府市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 別府市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年別府市条例第二十七号）別表に規定する公営住宅等（丸尾市民住宅、浜町住宅及び朝見住宅を除く。）

三 別府市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 別府市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長渡辺文雄から、豊後高田市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和八年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

大分県住宅供給公社理事長 渡辺 文雄

一 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 豊後高田市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

豊後高田市営住宅条例（平成十七年豊後高田市条例第二百二十九号）第二条第二号に規定する公営住宅等

三 豊後高田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長渡辺文雄から、杵築市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和八年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

大分県住宅供給公社理事長 渡辺 文雄

一 杵築市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 杵築市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

杵築市営住宅条例（平成十七年杵築市条例第七十号）別表に規定する公営住宅等

三 杵築市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 杵築市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで